

外国に在住する日本人子女に対する教育相談支援

滝坂 信一
教育相談センター

はじめに

現在外国に居住する日本人の数は619,000人といわれ、設置されている日本人学校の数は85校（平成17年度）、在籍する子どもの数はに約54,000人（平成16年度）にのぼる。

例年、数は多くないが外国に在住する日本人の保護者から本研究所への教育相談の依頼がある。また、日本人学校から在籍する子どもの状態像のみたてや指導法についての相談がある。研究所がナショナルセンターとしてこれらの支援ニーズに応えるため教育相談センターでは体制づくりを始めている。本稿ではその概要を紹介する。

1. 相談支援の対象

相談の対象となる子どもの年齢は、義務教育学齢期、同学年前が主であると考えられる。

〈表1〉は、文部科学省が開設する「海外子女教育・帰国児童生徒教育等に関する総合ホームページ」(CLARINET; Children Living Abroad Returnees Internet) ¹⁾ による海外在留邦人数及び同行する学齢段階の子どもの数の経

緯である。これをみると、平成元年以降、学齢段階にある子どもの数が5万人前後で推移し、平成16年度に4千人ほど増加し微増傾向にあることがわかる。

次に〈表2〉は、これらの子どもの海外における就学状況を示したものである。昭和40年代半ばに現地校等への就学比率が高かったものが、昭和50年以降日本人学校への就学率が高くなっていくが、昭和62年から平成6年までは補習授業校利用が多い状況となる。しかし、平成14年には、昭和52年から漸増していた現地校就学比率が他の二つを追い抜き、その差が大きく開きつつある。

これらから、本研究所に寄せられることが想定される対象は以下のように考えられる。

(1) 個人からの依頼

- ①外国渡航予定
- ②外国在住：
 - i) 就学前の乳幼児
 - ii) 日本人学校在籍児童生徒
 - iii) 日本人補習学校利用児童生徒
 - iv) 国際学校や現地校
 - v) 私立日本人学校

表1

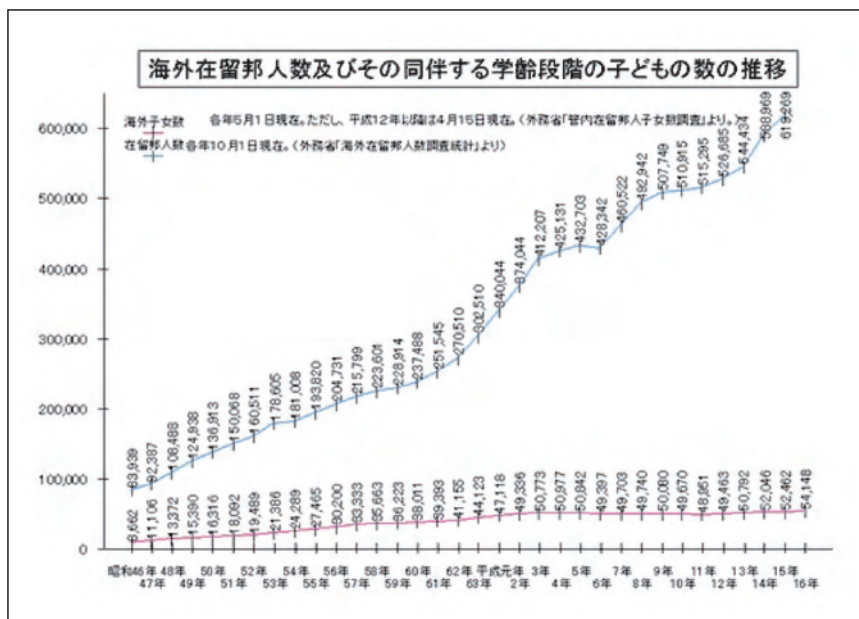
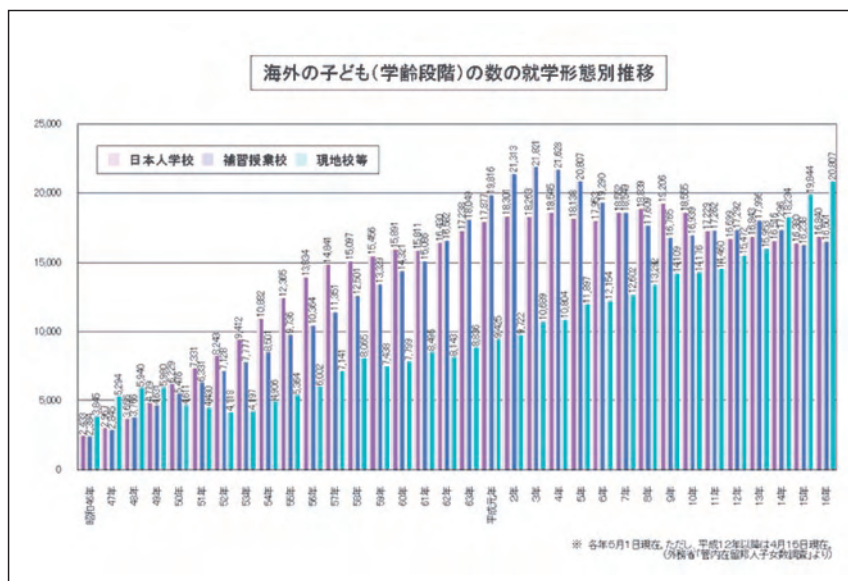


表2



海外教育は、第一義的には在留邦人の自助努力によって行われるものです。海外教育を実施するために、上記1. のように日本人学校や補習授業校が設けられていますが、これらの在外教育施設も在留邦人が同伴する子どもの教育のために、在留邦人が共同して設立・運営している施設です。

また教育は、各国の主権に属する事柄と一般に理解されており、海外教育で、我が国の主権の及ばない外国において行われるものであることから、政府は直接的には行い得ず、当然日本国内と同様の義務教育を行うことは困難です。

しかしながら、政府としては、少なくとも義務教育に関しては国内の義務教育に近い教育が受けられるよう最大限の支援を行うべきであるとの考え方に基づき外務・文部科学両省において諸般の施策を進めています。

海外教育に関する行政は、外務省及び文部科学省の緊密な協力のもとに進められています。また、民間側では財団法人海外子女教育振興財団が政府の手の届かない部分で各種の事業を行っています。

外務省（渡航関連情報、海外教育・年金・保健）：
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/kyoiku/index.html>から

平成17年度現在、海外にある日本人教育施設は次のようになっている。

日本人学校	85校
補習授業校	185校
私立在外教育施設	12校

外務省の説明にある「財団法人海外子女教育振興財団」²⁾

は東京の他関西分室を置き、事業部及び分室において次のような業務を行っている。

助成チーム：在外教育施設に対する資金等援助・教材整備・教材斡旋、医療補償制度、学校傷害保険等斡旋、教職員斡旋

教育チーム：通信教育、海外駐在員夫人講座、親子教室、外国語保持教室、海外子女文芸作品コンクール、

情報サービスチーム：情報サービス、調査・情報収集、教育相談(予約制)、教科書配付、講演会・学校協議会等の開催、刊行物の編集・発行

関西分室：教科書配付、情報サービス、教育相談、親子教室、外国語保持教室、通信教育の受講受付、財団刊行物販売、その他関西地区における財団業務

なかでも、情報サービスチームが行う「教育相談」は、海外に出国が予定されている、海外に滞在中、また日本に帰国する人々などからの依頼に応じ、東京6名、関西分室1名のスタッフで面談、電話、Eメール及びFax・手紙により相談が行われ、名古屋地区でも出張による相談が行われている。

本研究所は教育相談センターにおいて財団とは既に調整を行いつつあり、財団が対応困難と考えた障害にかかわる相談等に関しては本研究所を紹介するなどの方策を共に検討している。

また、東京学芸大学国際教育センターは、文部科学省国際教育課と連携し、各種調査の実施等を行うなどしている。

教育相談センターでは、文部科学省の国際教育課及び特別支援教育課、財団法人海外子女教育振興財団、東京学芸大学国際教育センター、都道府県政令市特殊教育センター等関係機関と国内のネットワークを形成しつつ具体的な相談支援を行う仕組みを構想し進めつつある。

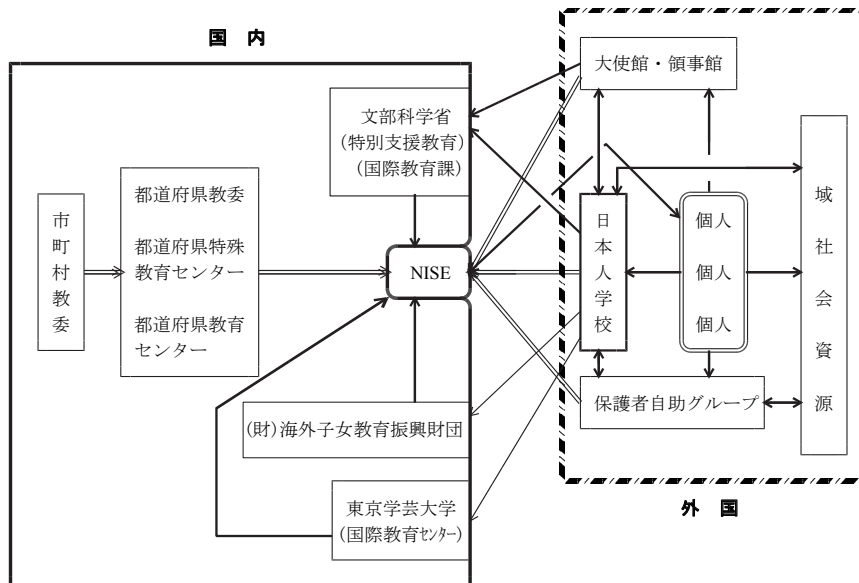


図1. 特別支援教育に関する在外邦人教育相談支援ネットワーク案

3. 日本人学校の状況について

相談支援の組織的な実施を具体化するにあたり、教育相談センターではその一環として、日本人学校における特別な支援を必要とする児童生徒の在籍状況と取り組みについて平成16年度からアンケート調査及び訪問による実地調査を進めている。その概要は以下の通りである。

目的 日本人学校及び外国に在住する日本人子弟に対し特別な教育的支援を必要とする子どもに関する教育相談支援を行う体制を構築するために日本人学校における実態及び支援ニーズを理解する。

方法 日本人学校における特別な教育的支援を必要とする子どもの現状に関するアンケート調査及び訪問による実地調査。

期待される成果（ナショナルセンターとして）

- 在外日本人に対し障害のある子どもの教育に関する相談を実施する体制ができる。
- 国内関連機関と連携協力し、よりよいサービスを提供できる仕組みを構築することができる。
- 国内のこの領域において都道府県市町村を支援することができる。
- 諸外国における特殊教育事情に関する情報リソースネットワークを構築できる。

調査結果全体については、別途報告を予定している。

アンケート調査（平成17年 2－4月実施、82校にインターネット、e-mailにより依頼。77校から回収）によれば、

24校（30%）の日本人学校が多様な障害のある児童生徒を受け入れて教育を行っていること、39校（50%）の日本人学校が障害のある子どもの入学や転入に関する相談がある、59校（77%）が今後障害のある子どもの受け入れ体制整備が求められようになると考えているなどの実態が明らかになっている。これに対し、必ずしも特殊教育経験教員が各校には配置されておらず、指導法などに苦慮している場合が少なくないなどの課題がある。

また、「特別支援教育」への動きなど国内の動きや具体的に展開されている学校内での工夫についての情報が少なく、さらに全教職員で情報を共有することが困難などの課題がある。これについては、派遣される教員に対して行われる「在外教育施設派遣教員内定者等研修会」「在外教育施設派遣教員管理職研修会」の機会や、インターネットを活用した校内体制や実践上の工夫に関する日本人学校間の情報交換の機会などの工夫が重要であろう。

さらに、国内、日本人学校のそれぞれ行われた個々の子どもに対する指導や配慮がどのように引き継がれ、子どもにとって学校生活が円滑に行われていくか即ち個別の指導計画や個別の教育支援計画の実施が急がれる課題であるように思われる。

【引用・参考資料】

- 1) 文部科学省（「海外子女教育・帰国児童生徒教育等に関する総合ホームページ」）：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm
- 2) 財団法人海外子女教育振興財団：http://www.joes.or.jp/educational_consultation.html